

令和7年12月15日

市町村障害者（高齢者）福祉担当課及び相談センター  
障害者（高齢者）施設・サービス事業所、福祉関係機関 御中

宮城県社会福祉士会地域包括委員会  
委員長 小湊 純一

## R7年度 障害者差別解消法・合理的配慮基本研修のご案内

平成28年に施行された障害者差別解消法及び、令和6年4月1日からすべての事業所の義務となった「合理的配慮」について学び、権利擁護、適切な障害者支援に繋げるための研修を開催いたします。

研修は会場とリモートのハイブリッドで開催します。リモート参加の場合、参加者1人に1台ずつのパソコンやタブレットを使用ください。

記

日 時 令和8年2月15日（日）9：30～16：30

会 場 「宮城県社会福祉士会」 及び ZOOM

仙台市青葉区三条町 10-19 PROP 三条館

内 容 『障害者差別解消法・合理的配慮の基本』

対象者 市町村障害（高齢）福祉担当課及び相談センター、相談支援事業所、障害者（高齢者施設、サービス事業所、福祉関係者など

定 員 100名（会場20名、リモート80名）

参加費 無料

申込み 下記リンクまたはQRコードから「申し込みフォーム」に入力し

2月9日までに申し込みください。

<https://forms.gle/mNW7fxNFG2KxjbmR9>



共 催 宮城福祉オンブズネット「エール」、宮城県障害者権利擁護センター、宮城県障害者差別相談センター

宮城県社会福祉士会 地域包括委員会

仙台市青葉区三条町 10-19 PROP 三条館

問い合わせはメールでお願いします → [macsw.kihon@gmail.com](mailto:macsw.kihon@gmail.com)